

ID: 355

担当部署: 町民環境課

<b>処分の概要</b>	犬の鑑札の再交付		
<b>法令名 根拠条項</b>	狂犬病予防法施行令 第1条の2		
<b>法令番号</b>	昭和28年政令第236号		
<b>【基準】</b>	<p>政令第1条の2の規定による。  (鑑札の再交付)</p> <p>第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	7日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日